

第5次和歌山県環境基本計画（概要版）

第1章 基本的事項

- ・ 本計画は、和歌山県環境基本条例に基づき、本県の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものです。
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を含みます。
- ・ 計画の期間：令和3年4月から令和8年3月まで

第2章 目指す将来像

- ・ 本計画では、「気候変動対策の推進」「自然共生社会の推進」「循環型社会の推進」「安全・安心で快適な生活環境の保全」のための取組を一体的に進めながら、

将来にわたり笑顔と活気と魅力にあふれる和歌山
～地球環境、自然環境及び生活環境が適切に保全され、豊かな環境がもたらす本県の魅力が地域の活性化につながっている持続可能な社会～

を目指します。

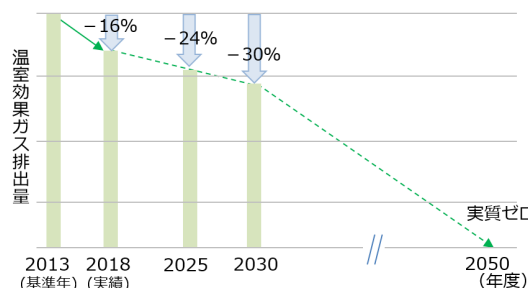
第3章 取組の方向

第1節 気候変動対策の推進（脱炭素社会の推進及び気候変動適応の推進）

様々な分野で気候変動による影響が顕在化し、気候変動に対する危機感が高まっています。気候変動に関する国内外の動向を踏まえ、県民や事業者、行政など全ての人々が協働しながら、県全体が一丸となって、社会の脱炭素化と気候変動への適応を着実に推進していく必要があります。

3-1-3 本県の温室効果ガス排出量の削減目標

削減目標
2050年度までに 排出量実質ゼロ となることを目指し、 2030年度までに2013年度比 -30%
本計画の計画期間が終了する2025年度までに 2013年度比 -24%



3-1-4 温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組（緩和策）

- (1) 省エネルギーの推進
 - 家庭や事業所の省エネルギー化の推進、クールチョイスなど省エネルギー行動の推進
 - 電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車や低燃費車の普及促進
 - エネルギー消費の少ないコンパクトでスマートなまちづくりの推進
- (2) 再生可能エネルギー導入促進
 - 地域の環境と調和した再生可能エネルギーの導入の推進
 - バイオマスや小水力などの利用促進。海流発電などの実用化に向けた取組
 - 水素利用や電気自動車など、再生可能エネルギー利用を後押しする技術の普及推進

- (3) 森林吸収源対策
 - 森林の適切な管理や都市の緑化等による吸収源対策
 - 森林保全活動の推進。紀州材の需要拡大、木質バイオマス利用の推進
- (4) 脱炭素に向けた地域づくり
 - 低炭素で自立分散型のエネルギー社会の推進、都市基盤の低炭素化の促進
 - ESG投資など環境配慮を重視した経済活動の推進
- (5) フロン類漏えい防止対策
- (6) 事業者としての県の地球温暖化対策（県の事務事業における対策）

3-1-5 気候変動への適応（適応策）

気候変動影響は、「緩和策」（温室効果ガスの排出削減対策と吸収源対策）を最大限に講じたとしても完全には避けられず、影響に備えるための「適応策」が必要です。

- 様々な主体による適応の推進と連携の確保
- 科学的知見の充実と活用
- 分野別の適応策の例
 - ・ 農業分野：気候変動に対応した品種改良や栽培技術の開発・普及
 - ・ 自然災害分野：気候変動を踏まえた計画の見直しや流域治水への転換
 - ・ 健康分野：熱中症予防や対処法の普及啓発 など

第2節 自然共生社会の推進

生物多様性が保たれ、社会経済活動を自然に調和したものとし、自然との触れ合いの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会を推進します。

3-2-1 生物多様性の保全

- (1) 森・里・川・海の保全
 - 公有林化などによる自然林の保護
 - 複層林や広葉樹林等の多様な森林づくりの推進、森林の水源涵養機能^{かんよう}等の確保
 - 林業・木材産業の活性化等による人工林の維持管理の促進
 - 里地・里山・海岸・湿地の保全活動の推進
- (2) 野生生物の保護・管理
 - 希少な野生生物の保護の推進
 - 野生鳥獣の適切な保護管理対策の推進
 - 外来生物の防除の推進

3-2-2 自然の恵みの活用

- 優れた自然環境や文化を活用した地域の活性化
- 国定・県立自然公園の適切な保護・管理
- 南紀熊野ジオパークセンターを拠点とした情報発信や調査研究、誘客
- 水産資源の持続可能な利用の確保、伝統的な農林水産業の持続的発展の推進
- 温泉の保護と適正な利用

3-2-3 自然と共生するまちづくり

- 緑豊かなまちづくりの推進
- 親水性のある水辺空間の創出やにぎわいのある水際空間の創出
- グリーンインフラの推進
- 高野山参詣道や熊野参詣道など良好な景観の保全・形成

第3節 循環型社会の推進

利便性・経済性を一義的に優先したことからサーキュラーエコノミー（循環経済）へと移行し、自立・分散型の地域循環共生圏の構築を進めることで、自然の再生・浄化能力の範囲内に収まることを理想とする循環型社会の構築を目指します。

3-3-1 ライフサイクル全体での資源循環の推進

- 資源を節約し、できる限り環境負荷を低減したライフスタイルへの変革
- 製品の適量購入やシェア等、ごみの削減・減量化、製品の再使用の推進
- 製品に応じたリサイクルの推進。再生品の利用促進等によるリサイクルビジネスの育成
- 廃棄物焼却時の熱回収など、エネルギー源としての有効利用の推進

3-3-2 食品ロスの削減

- 県民運動としての食品ロス削減の推進

3-3-3 海洋ごみ・プラスチック対策

- ワンウェイプラスチックの削減。バイオマスプラスチック等への切替えの促進
- ごみの散乱防止及びまちの美化の推進。海岸漂着物等の回収

3-3-4 廃棄物処理体制の整備

- 安定的で効率的なごみ処理体制の確立
- 優良な産業廃棄物処理業者の育成
- 大阪湾フェニックス事業の推進。紀南環境広域施設組合最終処分事業（令和3年度供用開始）の支援

3-3-5 不法投棄・不適正処理の撲滅

- 廃棄物の不適正処理の防止に対する県民の意識の向上。監視体制の強化

3-3-6 災害廃棄物対策

- 災害廃棄物処理計画の随時見直し。災害廃棄物に対する平常時からの備え
- 災害廃棄物処理支援要員など人材の確保と対応力の向上。地域と連携した訓練の実施

第4節 安全・安心で快適な生活環境の保全

将来にわたり、本県の生活環境が快適で、地域の魅力にもつながるものであるよう、大気や水質等の監視機能を充実させるとともに、環境を汚染する物質の発生源となる工場・事業場に対する適正な指導や、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する取組などを進めます。

3-4-1 大気環境の保全、3-4-2 水環境の保全

- 大気並びに河川、海域等公共用水域及び地下水の常時監視
- 特定施設等を設置する工場・事業場への監視・指導、環境保全協定の運用
- 光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）に関する迅速な情報提供
- アスベスト使用建築物等の解体等現場への立入検査 ● 下水道等の計画的な整備の推進

3-4-3 土壌環境の保全

- 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設等に対する適切な維持管理の指導
- 土壌汚染を発見した場合は、汚染の状況に応じた適切な対策の実施指導

3-4-4 感覚環境の保全（騒音・振動・悪臭対策）

- 快適な感覚環境の保全・形成のための市町村との情報交換や協力・連携
- 自動車騒音や航空機騒音等の調査の継続・充実

3-4-5 化学物質対策

- PRTR 制度による事業者の自主的な化学物質管理の改善と環境保全上の支障の未然防止
- ダイオキシン類の監視 ● 大規模災害時の化学物質流出対策

第4章 計画実現に向けた基盤整備

4-1 ひとつづくり（環境教育と啓発）

- 環境教育のための人材の育成と活用
- 環境学習の機会の提供、環境学習プログラムの整備・活用
- 啓発活動の実施、連携・協力の強化

4-2 環境配慮の推進（環境影響評価制度の運用）

- 環境影響評価制度の円滑な運用。事業者に対する環境配慮指導

4-3 調査研究体制の整備

- 検査体制の強化を図るための県環境衛生研究センターの再整備
- 各研究機関での調査、試験、研究、技術開発の充実

第5章 各主体に期待される役割

今日の環境問題を解決するためには、県民、事業者その他の全ての主体が参加し、連携しながら、日常生活や事業活動等のあらゆる場面において環境に配慮した行動をとることが必要です。

5-1 県民の役割

県民は、日常生活に起因する環境負荷を低減する重要な役割を担っています。県民はもとより、県内で活動する全ての人々が、日常の生活や活動と環境との関係を十分認識し、地域の生活環境や自然環境、さらには地球環境に配慮した自主的行動に取り組むことが望まれます。

5-2 事業者の役割

事業者は、社会経済活動の中で大きな位置を占めており、今日の経済社会システムを転換していく上で、重要な役割を担っています。自らの社会的責任を認識し、事業活動においては、公害の防止はもちろん、地球環境や生物多様性、資源循環にも配慮することが求められます。

5-3 民間団体の役割

環境保全活動を行う非営利的な民間団体は、様々な活動を公益的視点から組織的に行っており、地域環境の保全を推進する上で重要な役割を担っています。県民や事業者及び行政と相互に連携・協力し、様々な活動や場面を通じて環境の保全に貢献していくことが期待されます。

5-4-1 県の役割

県は、本計画に基づいた環境施策を着実に実施すると同時に、県自らも事業者であり消費者であるという立場を認識し、率先して環境への負荷の少ない行動の実践に取り組むことが求められます。また、各主体が環境保全活動を積極的に推進できるよう、具体的な取組の内容や方法の提示、環境整備を行うとともに、各主体の連携を促進する役割が期待されます。

5-4-2 市町村の役割

市町村は、各主体と日常的に深い関わりを持つことから、地域に密着した環境行政を進める重要な役割を担っています。本計画の内容に十分留意し、地域の社会的・自然的条件に応じ、県に準じた施策や、地域の発意に基づいた市町村独自の施策を遂行するとともに、各主体の環境保全活動の支援に努めることが求められます。

第6章 計画の進行管理

- 環境白書による公表等
- 分野別計画との連携による進行管理
- 環境審議会への報告